

長岡京市第 2 次地域健康福祉計画

(案)

だれもが安心して暮らせるまちづくり

～ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう～

【意見募集期間】

平成 27 年 12 月 19 日（土）～ 平成 28 年 1 月 18 日（月）

平成 28（2016）年 3 月

長 岡 京 市

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の進捗と目標	4
5. 計画の策定手法	5
6. 各種調査結果からの主な現状と課題	6

第 2 章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	9
2. 基本視点	10
3. 基本目標	12
4. 計画の推進体制	14
5. 地域の範囲の捉え方	16
6. 施策体系	17
7. 地域健康福祉推進のための新たな方策	18

第 3 章 施策内容

1. 地域を支える担い手づくり	20
2. 支えあい・助けあいの地域づくり	26
3. 豊かに暮らせる環境づくり	35

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

本市では、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目標に、地域の課題に根ざした福祉の実現に向け、高齢者・要介護者、障がい者（児）、子ども・子育て、さらには広く保健分野も含めた健康増進といった、健康と福祉に関連する個別計画を策定しています。あわせて、これらの個別計画を横断的かつ地域福祉の視点で見つめ直すとともに包含する計画として、平成15年3月に平成27年度を目標年度とした「長岡京市地域健康福祉計画」を策定し、総合的な福祉施策の推進を図ってきました。

計画策定から今日の間、国においては、障害者総合支援法の制定や介護保険制度改正などの社会保障制度の構築が進められてきました。また、長岡京市においては、地域における課題の解決を地域で取り組むために小学校区をはじめとした地域単位での活動の推進、分野を超えたネットワーク※による個別支援体制の充実、各種相談窓口機能の強化、ユニバーサルデザイン※などによる福祉のまちづくりなどが進められ、地域健康福祉を推進する上での体制基盤を整えるための制度整備を行ってきました。

一方で、少子高齢化の進行や人口減少社会への突入、東日本大震災をはじめとする自然災害の発生、リーマンショックに代表される世界的な不況などの社会情勢の変化により、虐待や生活困窮者、地域のつながりの希薄化など新たな課題が出てきています。

今日までの制度整備と新たな課題の中において、行政が担う「公助」だけでなく、個人や家族の努力で行う「自助」、地域のつながりを大切にする「互助（隣近所での助けあい）・共助（地域活動団体などとの協力）」の取組の推進が求められています。

また、平成28年度を初年度とする長岡京市第4次総合計画の将来都市像である「住みたい住みつづけたい 悠久の都 長岡京」の実現に向けて「自助、互助・共助、公助」の連携と協働によるまちづくりを進めていく必要があると考えます。

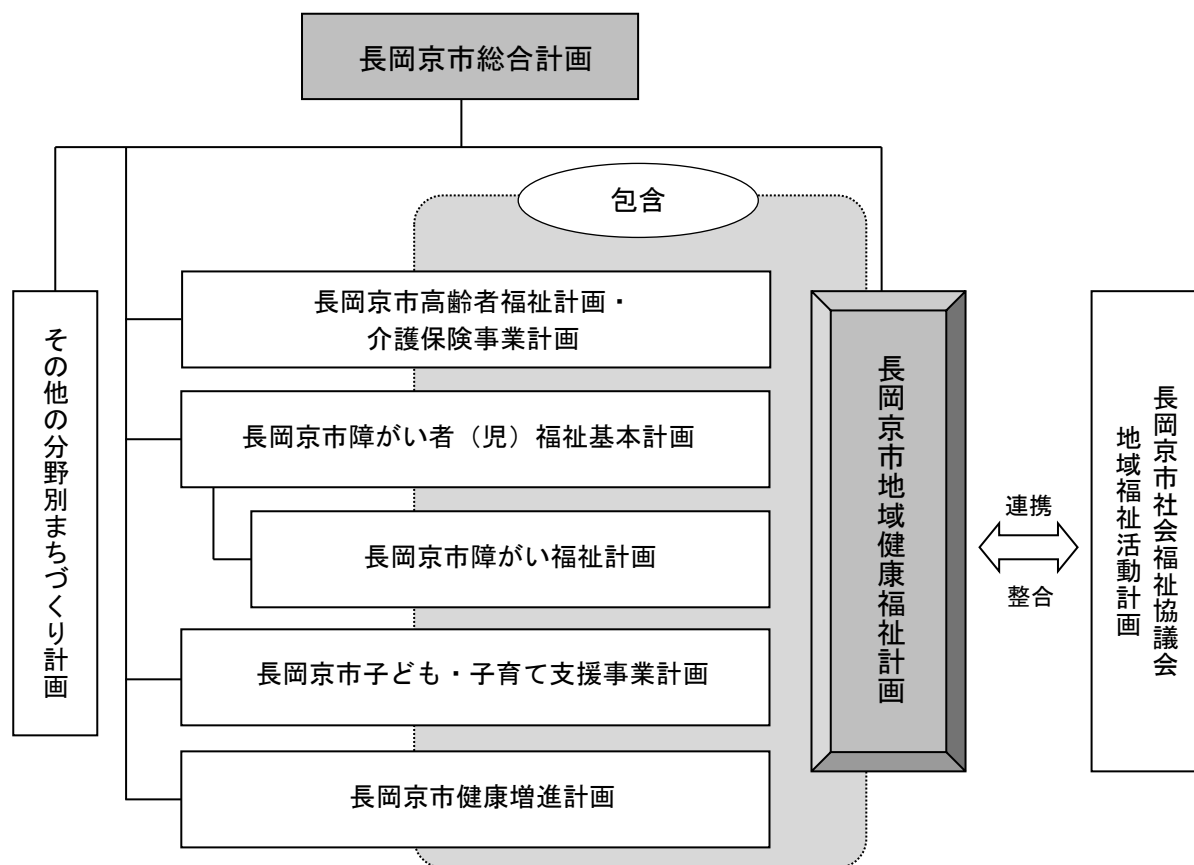
このような中、前計画における成果を引き継ぐとともに課題を踏まえ、地域健康福祉を取り巻く新たな課題の解決に取り組むため、今後の総合的な福祉施策の方向性を定める「長岡京市第2次地域健康福祉計画」（以下「本計画」）を策定しました。

※ネットワーク…ものまたは人々が相互に関連しあうしくみ。

※ユニバーサルデザイン…「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画に位置づけられています。
- 上位計画である「長岡京市第4次総合計画」との整合性を図ります。
- 「長岡京市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」「長岡京市障がい福祉計画」「長岡京市子ども・子育て支援事業計画」「長岡京市健康増進計画」といった、健康福祉に関する個別計画を横断的かつ地域福祉の視点で見つめ直すとともに包含するものです。
- めざすべき本市の地域健康福祉像などにおいて社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と共有を図っていくとともに、本計画における地域健康福祉の施策と「地域福祉活動計画」における具体的な地域福祉活動事業とは、連携と整合を図っていくものとします。



3. 計画の期間

○「長岡京市第2次地域健康福祉計画」の期間は15年間です。平成28年度を初年度とし、「長岡京市第4次総合計画基本構想」の最終年度である平成42年度を目標年度とします。

○その前期計画（本計画に含みます）は平成28年度から平成32年度まで、中期計画（次期計画）は平成33年度から平成37年度まで、後期計画は平成38年度から平成42年度までと、それぞれを計画期間と5年間とします。

H27 年度	H28 年度	H29 年度	H 30 年度	H 31 年度	H 32 年度	H 33 年度	H 34 年度	H 35 年度	H 36 年度	H 37 年度	H38 年度	H39 年度	H40 年度	H41 年度	H42 年度
(第3次)	長岡京市第4次総合計画														
(第1次)	長岡京市第2次地域健康福祉計画														
後期	前期計画（本計画）					中期計画					後期計画				
長岡京市第7次高齢者福祉計画															
長岡京市第6期介護保険事業計画															
(第4次)	第5次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画														
長岡京市障がい福祉計画（第4期計画）															
長岡京市子ども・子育て支援事業計画															
（平成 25 年度～） 長岡京市健康増進計画															
(第2次)	長岡京市社会福祉協議会 第3次地域福祉活動計画														

4. 計画の進捗と目標

- 社会情勢の変化や施策の動向を踏まえ、5年ごとに計画の進行状況を把握するとともに今後の課題についての検討を行い、必要に応じて計画内容の検討と見直しを行います。
- 数値的な目標・指標、個々の具体的な取組については、総合計画および健康福祉に関する各個別計画にて設定するものとし、関係部局との調整を図りながら本計画を推進します。
- 主な事業として掲載しているものの中で、★で記しているものについては長岡京市第4次総合計画第1期基本計画前期実施計画として位置づけられているため、毎年の進捗管理を行います。

5. 計画の策定手法

本計画の策定に向けた基礎調査として、平成 26 年 7 月に団体ヒアリング、平成 26 年 9 月に市民アンケート調査、平成 26 年 12 月から平成 27 年 2 月にかけて住民懇談会（ワークショップ※）を実施しました。また平成 26 年度から平成 27 年度にかけて「長岡京市地域健康福祉推進委員会」による計画案の審議を行いました。

（１）団体ヒアリング

○個別の福祉分野、または地域活動全般に深く関わる各団体（のべ 15 団体）に対し、全市に共通する課題、各福祉分野に共通する課題について、2 日間にわたりグループ討議によるヒアリングを行いました。

（２）市民アンケート調査

○日常生活における課題、地域との関わりや社会参加などに関する市民ニーズを幅広く把握することを目的に、郵送による調査を行いました。

■回答率

配布数	有効回答数	有効回答率
1,500	926	61.7%

（３）住民懇談会（ワークショップ）＊社会福祉協議会と協働実施

○小学校区ごとに地域住民（自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの関係機関への呼びかけや、市広報による公募）に集まっていただき、自分が住む地域において助けあえる・支えあえる環境づくりのための課題や解決策について、意見交換するワークショップを行いました。

○10 小学校区全てで開催し、のべ 217 名の市民の参加がありました。

（４）長岡京市地域健康福祉推進委員会

○学識経験者、関係機関の代表、公募市民などからなる「長岡京市地域健康福祉推進委員会」を設置し、専門的な見地や市民の視点からの意見交換を行いながら、計画案について審議しました。

※ワークショップ…市民参加型のまちづくりにおいて、自由に意見を出し合ったり、お互いの理解を深めたり、参加者の合意を得たりするために有効とされる技法。

6. 各種調査結果からの主な現状と課題

統計資料や団体ヒアリング、市民アンケート調査、住民懇談会（ワークショップ）、健康と福祉に関連する各個別計画策定時に実施したアンケートなどの各種調査結果から、現状把握および課題の抽出を行いました。

（１）現状

○各種調査結果からみえる各分野の現状について、前計画策定時から増加・減少している点、不十分である点について着目し、以下にまとめました。

①地域で暮らしている人

高齢者、子ども、障がい者やその他支援を必要とする人の現状と市民の意識について以下にまとめました。

	増加	減少	不十分
高齢者	●独居高齢者 ●認知症高齢者 ●要介護認定者 ●老老介護※、認知介護※ ●高齢者への虐待		●地域活動への参加意欲 ●地域との交流や外出の頻度 ●交流の場
	●徘徊対策や見守りを必要とする意識が高まっています		
子ども	●晩婚の人 ●生涯未婚者 ●核家族 ●ひとり親家庭 ●子どもの貧困 ●児童への虐待	●出生数 ●出産年代女性 ●一世帯あたりの人数 ●多世代交流の機会	●市中心部などにおいて子どもが遊べる場所
	●見守りや子育て支援を必要とする意識が高まっています		
障がい者	●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者 ●障がい者の親の不安 ●地域で暮らし続けられるか不安を感じている人 ●災害や緊急時の助けを必要と感じている人 ●障がい者への虐待		●障がいへの理解 ●地域との交流 ●地域で障がい者のことを知る機会 ●働く場
	●見守りや緊急時の支援を必要とする意識が高まっています		
必要とする人 その他支援を必要とする人	●生活保護受給者や生活困窮者 ●災害時に配慮が必要な人		●道路や施設のバリアフリー※
	●生活困窮者対策を必要とする意識が高まっています ●自殺対策を必要とする意識が高まっています ●住民が集まれる場所や機会、移動手段の充実を必要とする意識が高まっています		

②地域福祉の風土

地域のつながりを育み、社会参加を促す地域福祉の風土の現状と市民の意識について以下にまとめました。

	増加	減少	不十分
地域のつながり	●地域で孤立する人 ●地域活動参加への余裕がない人 ●空き家	●地域におけるつながり ●身近に相談できる人 ●地域貢献意欲	●地域活動やボランティア活動などの担い手
	●自治会館や空き家の活用など、活動の場が必要です ●地域におけるつながりの再生を必要とする意識が高まっています		
社会参加	●きっかけがなく地域活動などを行っていない人		●課題を抱える人の社会参加
	●市民の各種活動への参加促進を必要とする意識が高まっています ●課題を抱える人が参加しやすい活動の場と移動の方法を必要とする意識が高まっています		

③地域組織の枠組み

自治会や地域コミュニティ協議会*などの地域活動の基盤となる組織の現状と市民の意識について以下にまとめました。

	増加	減少	不十分
自治会	●未組織地域	●自治会加入者（特に若い人、高齢者）	
	●若い人や高齢者を引き付ける活動が必要であるという意識が高まっています ●自治会の加入者を増やしていくことが必要であると感じる意識が高まっています		
地域コミュニティ協議会	●協議会数		●認知度
	●各種団体の位置づけの整理や連携が必要であるという意識が高まっています		

※老老介護…介護が必要な高齢者を 65 歳以上の人が介護している状態。

※認知介護…認知症の高齢者を認知症の人が介護している状態。

※バリアフリー…障がい者や高齢者などが生活する上で妨げとなる物理的障壁や社会的な障壁がないこと。

※地域コミュニティ協議会…様々な地域課題を解決するために地域が一体となり、自治会や地域各種団体を中心に団体などが参加する小学校区単位の組織。

(2) 課題

- 高齢者分野については、独居や要介護認定者、認知症の人の増加により、健康や老後生活への不安を感じる人が増えています。また、孤独死※や孤立死※、認知症による行方不明者の増加が社会問題になっていることから、地域における見守り活動の必要性が高くなることが見込まれています。あわせて、介護を必要とする人の増加、社会保障費の増加、老老介護などによるサービス量の増加に伴い利用者の負担が増加するといったことが課題となっています。今後は、地域における見守りや認知症による行方不明者対策への必要性が高くなることが見込まれます。
- 児童福祉分野については、晩婚化や未婚化、核家族化が進行していること、出生数や多世代交流の機会が減少していることが見てとれます。また、核家族化の進行などから子育てに関する悩みを気軽に相談できる人が身近にいない状況にあります。今後は、地域における見守りや、子育て支援の必要性が高くなることが見込まれます。
- 障がい福祉分野については、親の高齢化に伴い地域で暮らし続けることができるか、災害・緊急時に支援を受けられるかについて不安を感じる人が多くなっています。また、昔よりも障がいへの理解は進んでいるという意見がある一方、依然として障がいに対する誤解や偏見は残っており、今後は今まで以上に、障がいに対する理解促進、教育、啓発活動を行っていく必要があります。
- 自然災害が頻発する近年、日常生活のみならず災害時の備えについて市民の関心が高まっています。支援を必要とする人が増加する一方で、手助けできることはしたいという思いや、地域において取り組むべきという思いが強くなっています。しかし、いざ災害が発生した時に地域として対応できるか、関係機関との連携ができるかといった点が課題となっています。
- 地域福祉の風土については、地域活動参加への余裕がない人が増える一方で、つながりの再生を必要とする意識や各種活動への参加促進を必要とする意識の高まりがわかりました。活動に関心を持つ人に対し、具体的に活動を始めるためのきっかけの創出が求められています。
- 地域組織の枠組みについては、自治会加入者の減少や自治会未組織地域の増加、地域コミュニティ協議会の認知度が十分に高まっていない状況などから、地域活動に対する理解や意義が伝わっていないことが考えられます。地域活動の周知により自治会をはじめとする各種の地域活動団体の活動を支援するとともに、各種団体の位置づけの整理や連携が課題となっています。

※孤独死…誰にも看取られることのない死。

※孤立死…孤独死のうち、比較的長時間放置された死。

第 2 章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

- 前計画の理念を引き継ぎ「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とします。
- 基本理念を具体化するため、地域課題を解決するための市民の主体的な取組を支援し、「ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう」の実現をめざします。
- 少子高齢化や人口減少の進行、社会状況の変化が今後も予測される中、5年後、10 年後、15 年後の本市の将来像を「住みたい 住みつづけたい」まちとし、その実現に向かうには、市民を主役とした地域福祉の力を高めるとともに、公助との連携を構築していく必要があります。

だれもが安心して暮らせるまちづくり
～ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう～

2. 基本視点

本計画では、基本理念を具現化するための各施策において共通する考え方を「基本視点」として掲げ、以下の3項目を設定します。

(1) 「自助」「互助・共助」および「公助」の役割分担と「協働」の推進

○複雑多様化する地域の様々な課題に对应していくためには、公助の充実とともに、市民と行政による新たな形の助けあい・支えあいの必要性が認識されているところです。新たな形の助けあい・支えあいのためには、「自助」「互助・共助」および「公助」の適切な役割分担のもとに、相互に補完しあいながら重層的な取組を進めていく「協働」での取組が必要です。

自助：日頃身の回りで起こる問題に対して、まず自分自身や家族の努力により解決する

例) 自分らしい生活を実現しようとする、自分のことを自分でする、自らの健康管理、市場サービスの購入・利用、相談先を知る・調べる、情報を入手する、地域活動や共助活動に参加する

互助：自分自身や家族で解決できない問題に対して、親戚や隣近所、友人・知人などの地域の人々が力をあわせて解決する

例) 隣近所や友人・知人の手助けや見守り、孤立する人や支援を必要としている人の把握

共助：自分自身や家族、親戚や隣近所などで解決できない問題に対して、自治会をはじめとする地域活動団体、ボランティア、NPO※、福祉関係団体など地域の組織的な力をあわせて解決する

例) 自治会やボランティアによる支援活動、当事者団体による取組、社会福祉協議会による支援活動

公助：地域で解決できない問題に対して、市（行政）や公的機関による福祉・保健の制度やサービスにより解決する

例) 児童福祉サービス、障がい福祉サービス、高齢福祉サービス、介護保険サービス、健康保健サービス

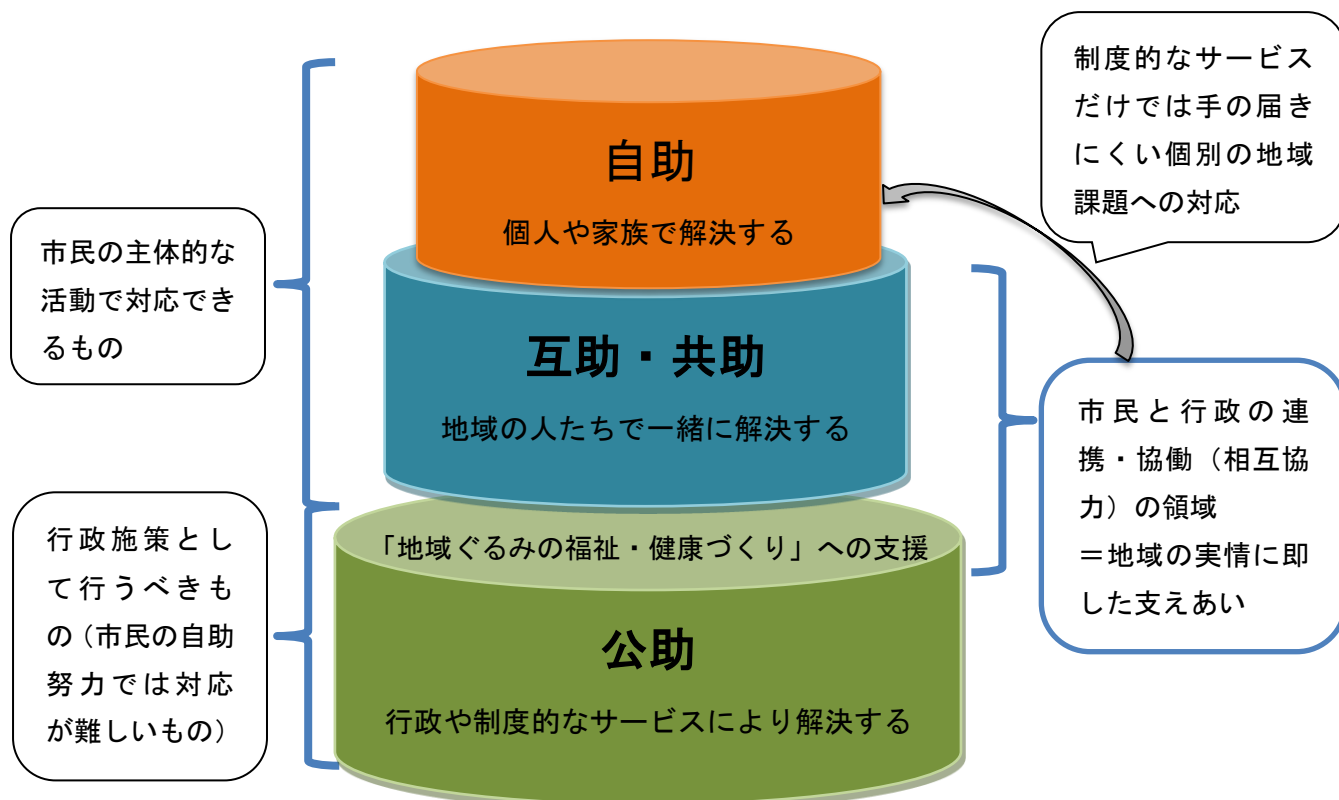
○地域福祉の主役は、その地域に暮らす市民です。

本市では、自治会、地域コミュニティ協議会などの地域単位の団体や民生委員・児童委員、多様なテーマ型のボランティア・NPO 団体が、福祉課題の解決を含むまちづくりの活動を展開しています。今後より一層「互助・共助」の力を育てていくためには、このような活動が市民の主体的な参加・協力により行われることが必要不可欠なものとなります。

○行政は、「自助」「互助・共助」の重要性の理解を促すとともに、市民の「自助」「互助・共助」の取組を支援し、また「公助」で担うべきサービスを提供します。

※NPO…利益を上げることが第一の目的とせず、社会にある様々な課題（環境や福祉、まちづくり、国際交流、教育、文化、スポーツなど）を考え、その解決を組織の目的や使命に掲げて活動している民間の団体や組織のこと。

【4つの「助」けあいが連携・協働する
支えあいのしくみ（地域ぐるみの福祉）と健康の保持・増進（地域ぐるみの健康づくり）】



（２）多様性を認めあう、ともに支えあう地域づくり

○地域には、高齢者や子ども、障がいのある人、経済的貧困と社会的孤立を複合した「新しい今の時代の貧しさ」といわれる生活に困窮している人（失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもりなど）や自殺に追い込まれる人など、多様な福祉課題をもつ人が生活しています。そこでの支援の関係は、特定の人々が特定の人を支援する一方向のものにとどまらず、支援する人と支援される人がその時々で入れ替わり、お互いに支えあう関係が築かれることが重要です。

○お互いが多様性を認めあい、ともに支えあう地域づくりに向けて、地域に暮らすだれもが地域福祉推進の役割を担いうるという認識を持つことが大切です。

（３）支援を必要とする人の主体的な選択を支えるしくみづくり

○住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用が必要となったときに、必要な福祉サービスを的確かつ安心して利用できる環境を整備することが求められます。

○支援を必要とする人が、福祉サービスを主体的に選択できるよう、適切な情報を入手でき、福祉課題に応じた相談や支援が受けられることが必要です。

○支援を必要とし、または課題を抱えている人の主体性が尊重され、自己選択と自己決定を支える福祉サービスの充実と質の向上をめざします。

3. 基本目標

基本理念である「だれもが安心して暮らせるまちづくり～ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう～」の実現に向けて「人」「地域」「環境」の3つを柱とした基本目標を定め、具体的な施策を実施します。

(1) 地域を支える担い手づくり

地域において支えあいと助けあいができるしくみをつくること、またそのしくみが機能するために必要な体制をつくること、さらにその体制の中でのあたたかみのある支援関係をつくるためには、いずれの段階においても、**地域を支える担い手づくり**が必要不可欠です。

そのため、市民全体がお互いの理解を深め、活動の土壌となる**地域福祉の風土の形成**を目指します。

また、市民による主体的な支えあい・助けあいの活動が活性化するよう、**ボランティア活動等の推進**を図ります。

さらに、健康福祉に関するグループ活動や、市民同士による学習・スポーツなどを通じた身近な**社会参加・交流促進**を支援します。

(2) 支えあい・助けあいの地域づくり

地域における支えあい・助けあいの希薄化に対する危機感の高まりから、それを克服し、つながりを再構築するために、**助けあい・支えあいの地域づくり**を必要とする意識が高まっています。

そこで、支援を必要とする人に適切なサービスが結びつくよう、**相談機能、情報収集・提供機能の充実**に努めます。

また、あらゆる地域で多様な支えあいと助けあい活動が展開される、**自助、互助・共助のシステムづくりの推進**を行います。特に、前地域健康福祉計画において提案された『プラットフォーム構想』に替えて、交流と見守り活動により地域のきずなと安心の再構築を目指す新しいシステム（しくみ・体制・関係）として『（仮称）きずなと安心の地域づくり応援事業（通称「きずな事業」）』を実施します。

さらに、専門的な対応と支援を必要とする人へきめ細かな支援体制が構築されるよう、市民による自助、互助・共助と**公助との連携の強化**を図ります。

(3) 豊かに暮らせる環境づくり

少子高齢化の進行に伴い、子育てが「孤育て」となる恐れや、老後の生活に不安を感じる人の増加が見込まれます。また、障がいによる暮らしづらさに悩む人や健康に不安のある人、ひとり親家庭や生活困窮者など、生活面や経済面において多様な悩みや不安を抱えた人の増加も懸念されます。一人ひとりの異なる悩みや不安、ニーズに適切に対応しながら、住み慣れた地域でだれもがこころ**豊かに暮らせる環境づくり**が求められます。

そのため、交通環境や生活環境、住環境、コミュニケーション環境において、あらゆる人に配慮された**ユニバーサルデザイン等による福祉のまちづくりの推進**に努めます。

また、各種福祉サービスの提供と充実によりここで暮らしたいと思うまち、あるいは暮らし続けることができるまちを目指して、**福祉サービス等支援の充実**を進めます。

さらに、市民が社会的かつ経済的に自立した生活を送るための基盤となる**就労に対する支援の充実**を図ります。

4. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体がそれぞれの特性や強みを生かした役割を発揮していくとともに、各主体による連携と協働の体制確立を重視し、効果的な推進に努めます。

(1) 市民、各種団体、ボランティア、NPOなどとの連携と協働体制の確立

○市民、自治会をはじめとする各種の地域活動団体、ボランティア、NPO、福祉事業者などと行政が、対等な立場で協働して地域課題を解決する機能の拡充を目指します。協働による成功事例を増やすことで、互いに連携しながらそれぞれの果たすべき役割を担うパートナーシップ※の形を構築し、地域健康福祉の推進を図ります。

○特に、地域を基盤とする市民同士の関係から生まれる「共助」は、地域コミュニティのあり方と密接な関わりがあります。そのため、自治会をはじめとする各種の地域活動団体、ボランティア、NPO、福祉関係団体などによる「共助」の取組については、地域コミュニティの活力とこれを支える住民自治体制の強化が進むよう支援します。

○市全体としての方向性や、公助に関わる部分については、行政において市民の主体的な市民参画を得ながら、地域健康福祉を推進します。

(2) 民生委員・児童委員との連携強化

○民生委員・児童委員は、地域において市民の相談に応じ、必要な援助を行うとともに、関係機関や行政とのパイプ役※として重要な役割を担っています。

○近年の多様化・複雑化する地域課題に対し、民生委員・児童委員の活動範囲の拡大や活動量の増加、さらには対応力の高度化が期待されていることなどから、適任者の選出および民生委員・児童委員の資質の維持向上とあわせ、活動が円滑に行われるよう、行政をはじめ関係機関が連携しながら支援を行います。

※パートナーシップ…市民や市民活動団体、事業者（企業）、行政などが、お互いに信頼のおける相手であることを認めあい、連携と協力によって生み出される相乗効果により、単独では実現困難な事業を効果的に達成するための連携協力関係のこと。

※パイプ役…2者の間を取り持つ人や組織。

（３）社会福祉協議会との連携強化

- 社会福祉協議会を本市における地域健康福祉を推進する中心的団体として位置づけ、その機能が十分に発揮できるよう連携体制をとり、組織の充実・強化を支援します。
- 社会福祉協議会が管理運営している総合生活支援センターにおいて取り組む、高齢者や障がい者などに対する総合的な相談支援や情報提供、権利擁護事業、地域活動やボランティア活動の支援などについて、周知や機能強化への支援を行います。
- 本計画と社会福祉協議会が平成 27 年度に策定する「長岡京市社会福祉協議会第 3 次地域福祉活動計画」との整合を図り、地域健康福祉に関する取組を推進します。

（４）行政の連携体制の強化

- 本計画の策定・運用により、施策の総合的な展開に努め、定期的に実施状況の振り返りを行うとともに、評価と今後の見通しを検証することで、地域健康福祉計画を実行性のあるものとしていきます。
- 全市的な取組によって地域健康福祉を推進するため、関係各課との連携による推進体制の強化を図ります（生活困窮者対策や自殺対策など）。

5. 地域の範囲の捉え方

地域健康福祉を効果的に進めていくためには、市全体で取り組むこと、各学校区・各自治会などで取り組むこと、市民が暮らす身近な場所で行うことなど、それぞれの圏域に応じた重層的な推進体制を整備することが必要です。

そのため、人口規模・地理的条件などから「隣近所」を最小単位として6層構造の圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能・体制を整備するとともに互いに連携・補完しながら、地域健康福祉の計画的・効果的な推進を図ります。

①隣近所（もっとも身近な単位）

顔の見える隣人関係の圏域です。「遠くの親戚より近くの他人」といわれるように、災害時などいざというときもっとも頼りになる存在として、日頃からの「向こう三軒両隣」のつきあいが大切です。

②自治会などの圏域

現在57の自治会があり、町内会がある区域、自治会などが組織されていない区域もあります。自治会などの圏域ごとに、民生委員・児童委員をはじめとする地域活動を担う各種の委員が選出され、子供会や老人会、自主防災会が組織されるなど、それぞれ独自の創意工夫で、魅力と個性ある地域健康福祉活動に取り組むことが可能な圏域です。

③小学校区圏域

10の小学校区ごとにPTA活動や地域における子どもの見守り活動、総合型地域スポーツクラブ（現在6つ）や地域コミュニティ協議会（現在5つ）があり、地域コミュニティの再構築や災害対策、地域福祉力の向上など、市民と行政が協働で地域づくりに取り組みやすい圏域です。

④中学校区圏域

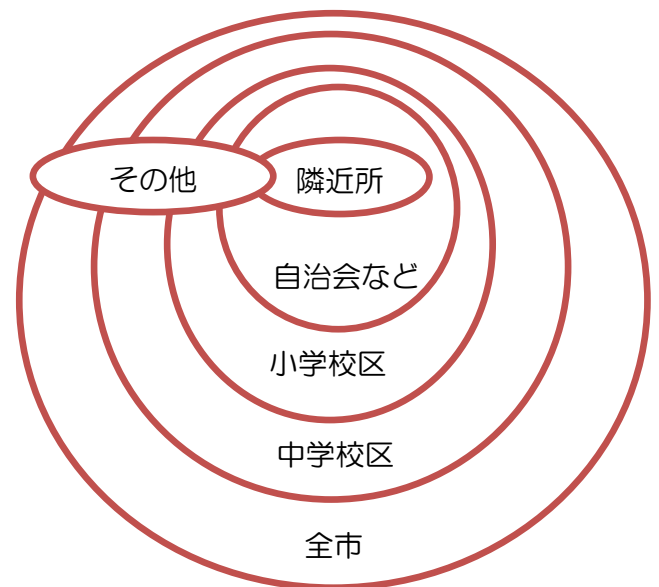
4つの中学校区ごとに地域包括支援センター、地域子育て支援拠点などが設置され、専門性の高い地域健康福祉活動が展開される圏域です。

⑤全市圏域

均一な公的福祉サービス・保健サービスの提供を目指すとともに、民生児童委員協議会や社会福祉協議会の取組など、専門的・総合的・広域的な地域健康福祉活動が展開される圏域です。

⑥その他圏域

職域や趣味、境遇、使命などを同じくするグループなどが、特定の圏域に限定せず地域健康福祉活動を展開する場合を想定しています。



※総合型地域スポーツクラブ…人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで（多世代）、②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、③初心者から上級者まで、それぞれの志向・レベルにあわせて参加できる（多志向）、という特徴をもち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

6. 施策体系

《基本理念》

だれもが安心して暮らせるまちづくり
くふれあい、わかりあい、支えあいのまち
ながおかきょう

《基本目標》

1. 地域を支える担い手づくり

2. 支えあい・助けあいの地域づくり

3. 豊かに暮らせる環境づくり

《施策》

(1) 地域福祉の風土の形成

- ① 地域を知る機会の充実
- ② 福祉教育等の充実

(2) ボランティア活動等の推進

- ① ボランティア活動等のコーディネート機能の強化
- ② ボランティア講座等の充実

(3) 社会参加・交流促進

- ① 健康福祉に関するグループ活動の活性化
- ② 生涯学習・生涯スポーツの振興

(1) 相談機能、情報収集・提供機能の充実

- ① 複雑・多様化する相談内容に対応する相談機能の強化
- ② 積極的な情報発信およびだれもがわかりやすい情報提供

(2) 自助、互助・共助のシステムづくりの推進

- ① つながりの再構築を育むしくみづくり
- ② 災害に備えた地域体制づくり
- ③ 課題を抱える人に気づき、声をかけられる関係づくり

(3) 公助との連携の強化

- ① 地域の見守り活動との連携の推進
- ② 災害時の支援体制の充実
- ③ 生活困窮者のセーフティネットの構築
- ④ 虐待防止および緊急時の支援体制の推進

(1) ユニバーサルデザイン等による福祉のまちづくりの推進

- ① 交通環境における福祉のまちづくりの推進
- ② 生活環境および住環境における福祉のまちづくりの推進
- ③ コミュニケーション環境における福祉のまちづくりの推進

(2) 福祉サービス等支援の充実

- ① 子育て支援の充実
- ② 在宅福祉サービスの充実
- ③ 福祉施設の整備の推進
- ④ 福祉サービスの利用支援

(3) 就労に対する支援の充実

- ① 働く場の充実
- ② 若者等の雇用不安への対応
- ③ 経済的な自立に向けた支援
- ④ 勤労者福祉の充実

7. 地域健康福祉推進のための新たな方策

前計画において提案されていた『地域健康福祉プラットフォーム構想』は前計画終了時の将来像を実現するための方策を示した構想として、13年間の計画期間にわたり、達成に向けた基盤づくりを進めてきました。

そのひとつとして、市全域または一部の地域において、福祉課題を含んだ限定的なプラットフォームとして配食活動およびふれあいの居場所づくりが展開され、地域福祉が推進されました。

また、福祉なんでも相談、地域包括支援センター（高齢者）、障がい者相談支援事業所、地域子育て支援拠点などの総合相談窓口が整備され、個別支援が推進されました。

これらにより、社会課題の解決は社会全体で解決する、または個別支援の充実の方向で進んできましたが、一方で、地域で地域を見守り支えあう力や、地域で課題を解決する力の弱まりが危惧されつつあります。

これからの15年間は、これまで培ってきた基盤を踏まえ、さらに「地域福祉力の弱体化を防ぐ」という大きな理念については継承しつつ、地域課題を地域レベルで解決するための地域支援の充実に向けて大きく方向転換する必要があります。

そこで、交流と見守り活動により地域のきずなの再構築と安心できる地域づくりを目指す新しいシステム（しくみ・体制・関係）として『（仮称）きずなと安心の地域づくり応援事業（通称「きずな事業」）』を新たな方策とし、地域健康福祉の推進を図ります。

（１）『（仮称）きずなと安心の地域づくり応援事業』の内容

本事業のミッション・目的は、地域の互助・共助の再構築です。事業実施のために、特定の拠点・場所は必要としません。

小学校区単位の連携組織を核にして、既存の組織の活性化を図る視点により、小学校区全体の地域福祉のコーディネートを行います。市民が自ら活動できる体制をつくるために、コーディネート役となる人を配置します。

地域で課題解決できる力をつけるための地域体制づくりの支援（地域支援）をし、その成果から、課題を抱える個人の生活を支援（個別支援）するアプローチ方法により、取組を進めます。

小学校区単位または取組内容によってはより小さな単位で、地域の互助・共助を再構築する活動を展開します。身近な場所で多世代の人々が交流する機会をつくり、地域福祉活動の横断的なつながりをつくる交流と見守り活動を通じて地域をまとめていきます。

具体的には、例えば空き地を活用したラジ体操、歩いて行けるところでのおしゃべりの場づくりなど、地域で必要とされてすぐに始められる活動が考えられます。

（２）コーディネート役となる人の活動内容

- 集める・・・地域福祉に関する情報を収集し、整理します。
- 知らせる・・・地域福祉に関する情報の提供、イベントなどを広報します。
- 高める・・・市民参加による学びの場や対話・交流で地域福祉の意識を啓発します。
- 刺激する・・・市民主体による地域課題の洗い出しと整理を促し、課題を共有します。
- しかける・・・交流と見守り活動の連動による解決策を提案します。
- 創る・・・市民主体による地域課題の解決策の実践、活動を生み出します。
- まとめる・・・交流と見守り活動を通じて地域をまとめていきます。

（３）地域の将来像

- 地域におけるインフォーマル活動が活性化され、できるだけ公費に頼らない互助・共助による取組ができています。
- 既存の制度では対応が困難な福祉ニーズに対応するための地域サービスが創出されています。
- 地域における社会資源の開拓や地域人材の育成が進んでいます。
- 複数機関の連携による支援や官民協働での支援が進んでいます。

（４）行政の推進体制

地域課題は市民生活そのものであるため多岐にわたります。そのため、その課題を地域で解決するには地域支援を行う関係部署と社会福祉協議会が課題を共有し、連携していくことが重要です。関係職員とコーディネート役となる人の協議の場をつくり、地域課題の洗い出しと整理、課題を共有するとともに、地域への働きかけの最良の方法を探ります。

第3章 施策内容

1. 地域を支える担い手づくり

市民による「互助・共助」の力を育てていくため、地域活動やボランティア活動の担い手の育成・確保を図るとともに、市民に対して福祉への理解と協力を求めることで、活動の土壌となる地域福祉の風土を育みます。

(1) 地域福祉の風土の形成

めざすべき姿

身近な地域の課題に対してだれもが関心を持ち、自分のことから支えあい・助けあいの活動に参加している環境があります。

現 状 と 課 題

「社会福祉大会」「人権を考えるつどい」「障がい者児の人権を考える市民のひろば」などを通じて、市民だれもが人権について学び、考えることができる機会を設けています。また、平成26年度には本計画の策定にあたり、全小学校区において住民懇談会を実施しました。

地域福祉の風土を形成するためには、交流を通じて市民同士が理解する機会や様々な人権について考える機会などを設けることが重要です。今後も引き続き、市全体や小学校区などの多様な規模での交流や福祉体験活動を通じて、お互いを理解し尊重しあう心を育む場を提供し福祉に対する意識を醸成していく必要があります。

施策の内容

① 地域を知る機会の充実

「社会福祉大会」や総合型地域スポーツクラブでのイベントなど、多くの市民が交流しお互いを知る機会を設けるとともに、様々な人が参加できるよう働きかけ方や実施方法を工夫します。このような取組を通して、課題を抱えている人の存在や地域が抱えている課題などに気づくことにつながります。

また、小学校区ごとの住民懇談会など、身近な地域で市民同士が課題を共有する機会の充実にも努めます。

主な事業

- ★総合型地域スポーツクラブ推進事業
- 社会福祉大会等開催事業

② 福祉教育等の充実

福祉教育は一人ひとりそれぞれの考え方、生き方を尊重する人権教育に根ざした教育活動です。障がいのある人や高齢者、子ども、女性などをめぐる様々な人権問題だけでなく、近年では、経済的貧困と社会的孤立を複合した「新しい今の時代の貧しさ」として生活が困窮している人や自殺に追い込まれる人などの問題も深刻化しています。社会情勢が変化していく中、これらの様々な人権問題について学び、課題解決に向けて考える機会を設けます。

学校教育においては、人権・福祉に関する体験学習や特別支援学級、特別支援学校との交流を実施して、子どもの頃から福祉に関する意識を育む教育の充実を図ります。

また、子どもたち一人ひとりの教育ニーズに配慮して、子どもたちの学びや集団への適応を図るため、「通級指導教室※」の拡充を図ります。

主な事業

- ★障がい者児の人権を考える市民のひろばの開催（障がい者の社会参加促進事業）
- 人権を考えるつどい（人権啓発イベント開催事業）
- 特別支援教育に係る地域社会交流事業補助（小中学校就学援助支援事業）

※通級指導教室…障がいのある子どもたちが通常学級に在籍しながら、一部の時間に別教室で、障がいの状況に応じた特別な授業を受けること。

(2) ボランティア活動等の推進

めざすべき姿

地域においてボランティア活動などの市民による主体的な支えあい・助けあいの活動が活性化しており、支援をする側、必要とする側双方の生活が充実しています。

現 状 と 課 題

総合生活支援センターにあるボランティアセンターや生涯学習団体交流室、市民活動サポートセンターが協議・連携を行いながら、それぞれの役割を明確化し、市民の主体的な活動に対する支援体制の構築を図ってきました。

今後は、新たな担い手を創出していくために、ボランティア活動などに関心がありながら具体的な行動に結びついていない人を行動に結びつける働きかけや、個人の持つ知識や経験を活動に活かしていくための方策が求められます。

施 策 の 内 容

① ボランティア活動等のコーディネート機能の強化

ボランティア活動などの市民による主体的な活動を推進するため、総合生活支援センターにあるボランティアセンター、生涯学習団体交流室、市民活動サポートセンターなどが連携を図り、市民ニーズに応じてそれぞれ特徴を活かした支援を行います。

今後はさらに、地域で活躍する人や団体の情報収集を進めるとともに情報発信を強化することで、支援を必要とすること（人）と支援できること（人）とのマッチング※とコーディネート※機能の強化を図ります。

主 な 事 業

- ★市民活動サポートセンター管理運営事業
- ★生涯学習団体交流室運営（中央生涯学習センター管理運営事業）
- ボランティアセンター運営支援事業（総合生活支援センター管理運営事業）

※マッチング…お互いの条件にあわせて結びつけること。

※コーディネート…物事を調整すること。間に立ってまとめること。

② ボランティア講座等の充実

子育て支援や本の読みきかせのボランティア、手話通訳や要約筆記など、地域課題に即した各種ボランティア講座を開催します。また、新しく活動を始めようとする人を増やすため、ニーズに応じた講座を開催するとともに、情報提供や開催方法などにおいて参加しやすくするための工夫をします。

講座の実施にあたっては、受講後に活動の場があることを前提とした実践的な内容とし、学習の成果を生かすしくみづくりを進めます。

主 な 事 業

- 手話・要約筆記者養成講座（障がい者の意思疎通支援の促進事業）
- 子育てボランティア養成講座（学習ボランティア養成・支援事業）
- 読書ボランティアの育成（文庫連絡会補助事業）

(3) 社会参加・交流促進

めざすべき姿

市民一人ひとりにあったいきがいや健康づくりの活動が活発に行われ、社会参加と交流によるいきいきとした生活が営まれています。

現 状 と 課 題

市民の健康福祉に関するグループ活動に対して、財政支援や立ち上げ・運営支援など、活動の継続・活性化を支援してきました。一方、6つの小学校区において総合型地域スポーツクラブが創設されたこと、中央生涯学習センターなどの整備を進めてきたことにより、生涯スポーツと生涯学習における活動支援を行ってきました。

今後は、様々な地域のニーズに沿った活動テーマで学習機会を充実させることが求められます。いきがいや健康づくり活動を活性化させることで、市民の社会参加と交流が促進され、ひいては参加者の中から次の担い手を育てるという担い手づくりの循環を継続させていくことが課題です。

施 策 の 内 容

① 健康福祉に関するグループ活動の活性化

ボランティア活動を含む、NPO・グループなどの健康福祉に関する団体に対し、活動に関する財政支援や立ち上げ・運営支援など、活動の継続・活性化に向けた支援を行います。

主 な 事 業

★社会福祉活動実施団体助成（地域福祉活動団体支援事業）

★障がい者社会参加・自立支援促進事業補助（障がい者の社会参加促進事業）

② 生涯学習・生涯スポーツの振興

地域において、障がいのある人や高齢者、子どもなどを含む、だれもが参加しやすい生涯学習事業や生涯スポーツ事業を実施することで、市民の交流機会、いきがいや健康づくり、子どもの健全育成などを図ります。また、社会参加と交流を通じて社会的課題や地域課題に対する問題意識を高められるよう、様々な活動テーマや交流の場づくりを進め、生涯を通じて学び続けられる機会の充実に努めます。

主 な 事 業

★文化活動推進・支援事業

★スポーツ活動推進・支援事業

○生涯学習相談員による生涯学習活動への相談・支援（推進組織支援事業）

2. 支えあい・助けあいの地域づくり

支援を必要とする人に対して相談先などの情報が行き届き、相談しやすい環境を整えます。また、「互助・共助」という地域における支えあい・助けあいのシステム（しくみ、体制、関係）の構築を進めます。さらに「自助」「互助・共助」との補完を進めるよう、「公助」との連携を強化します。

（１）相談機能、情報収集・提供機能の充実

めざすべき姿

だれもが相談しやすく、必要とする情報が手に入る環境があり、支援を必要とする人に適切なサービスが結びつくしくみが整っています。

現状と課題

市民の身近な生活上の悩みや問題に対応するために、各種相談窓口を設置し、気軽に相談できる体制の整備を進めています。中でも、福祉なんでも相談室は、市民が抱える福祉全般に関する課題を整理し、解決の方法を一緒に考えるとともに、解決に向けて適切な行政部署や多様な専門機関へつなぐ役割を担っています。

複雑・多様化する市民の福祉的な課題や地域のニーズに対応するために、福祉なんでも相談室をはじめ、地域包括支援センター（高齢者）、障がい者相談支援事業所、地域子育て支援拠点、隣保館など、様々な地域福祉推進の活動拠点が相互に連携しながら、相談機能の充実・強化を図る必要があります。

情報提供体制については、支援を必要とする人に必要な情報が行き届くよう、広報紙やホームページ、SNS※などにより、積極的な情報発信を行っています。

今後は、情報の入手に課題がある人に配慮された情報提供方法の工夫や、対象に応じて様々な媒体を使い分けた情報発信が求められます。

※SNS…ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、フェイスブックやツイッターなど様々な社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス。

施策の内容

① 複雑・多様化する相談内容に対応する相談機能の強化

相談に対応する各機関の役割や機能について一層の周知を図り、いざというときにどこに相談すればよいかがわかり、安心して相談できる環境を整えます。

また、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの各福祉分野の専門相談については、電話、来所、訪問、同行支援など必要に応じて様々な形態で実施し具体的な解決につなげるとともに、制度の狭間の課題や支援につながりにくい潜在的なニーズの把握に努めます。

さらに、福祉なんでも相談室や総合生活支援センターなどの総合相談窓口において、福祉全般に関する相談や、暮らしに関する情報提供などを行います。各福祉分野の相談機関との連携を図りながら、市民の複雑・多様化する相談内容へ対応できるよう充実を図ります。

さらに、各機関の役割や機能について一層の周知を図り、いざというときにどこに相談すればよいかがわかり、安心して相談できる環境を整えます。

主な事業

- ★福祉なんでも相談室事業
- ★総合生活支援センターによる総合相談（総合生活支援センター管理運営事業）
- ★家庭児童相談室による相談（児童虐待防止事業）
- ★障がい者相談員による相談（障がい者地域相談支援事業）
- ★教育相談（「育ち」と「学び」の支援体制整備）
- 地域包括支援センターによる相談
（地域包括ケアシステム運営事業（地域包括支援センター運営事業委託））

② 積極的な情報発信およびだれもがわかりやすい情報提供

支援を必要とする人に必要な情報が行き届き、適切なサービス利用につながるよう、広報紙やホームページ、SNS などにより積極的な情報発信を行います。

また、情報提供の方法は、その情報を必要とする市民に応じて情報が伝わりやすい媒体や方法を選択するなどの工夫を行います。

さらに、ホームページの音声読み上げソフトへの対応や多言語化、各種情報媒体の点字化を進めるとともに、文字の大きさや色分け・レイアウトなどの工夫により、視覚で捉えやすくすることで、だれもがわかりやすい情報の提供に努めます。

主な事業

- 広報紙、ホームページなどによる情報発信（広報紙等発行事業）
- 情報媒体の点字化、ホームページの音声読み上げソフト対応・多言語化
（障がい者の意思疎通支援の促進事業）

(2) 自助、互助・共助のシステムづくりの推進

めざすべき姿

市民全体が「自助」「互助・共助」の重要性について認識し、市内のあちこちで声かけや見守り、防災など、地域における多様な支えあい・助けあいの活動が展開され、だれもが地域とつながって暮らせるシステム（しくみ、体制、関係）ができています。

現状と課題

自らが自分らしい生活を実現しようとする「自助」に対し、これを地域で支えあう「互助・共助」が「自助」の補完機能を果たしていますが、地域との関係性の希薄化により孤立し、生活上のSOSを地域で把握しにくい人がいます。

現在5つの小学校区で地域コミュニティ協議会が設置され、また57の自治会が組織されているなど地域に根差した市民主体の活動が行われていますが、地域のつながりは以前に比べて全体的に弱くなっています。

今後は、小学校区や自治会などそれぞれの地域の特徴に沿い、特性を活かして「互助・共助」の取組を推進していくことが大切です。そのために、「互助・共助」の必要性和重要性について市民の理解・認識が進むよう働きかけるとともに、市民による主体的な活動を支援していくことが求められます。

施策の内容

① つながりの再構築を育むしくみづくり

自治会や子供会、老人会、自主防災会、民生委員・児童委員などそれぞれの地域における活動を通じた交流と見守り活動は、地域の絆を強めます。それらの活動に対し、ニーズの把握を行いながら、組織の立ち上げや運営支援など、活動の継続・活性化に向けた支援を行います。

また、小学校区単位での「互助・共助」を支えるしくみづくりに向け、市民が主体となり、地域団体との連携を強化することにより、つながりの再構築と地域コミュニティの強化を目指します。

さらに、2025年に団塊の世代が後期高齢者となることに伴う介護ニーズの増大および介護に携わる人材の不足を見据え、地域に暮らす高齢者の生活を地域で支えることができるよう、新たなサービスの創出に向けて検討していきます。

主な事業

- ★（仮称）きずなと安心の地域づくり応援事業
- ★地域コミュニティ協議会などの設立・運営支援
（地域コミュニティ活性化事業）
- ★自治会の設立・運営支援
（自治会活動支援事業、自治会未組織地域における住民活動の支援事業）
- ★自主防災会の設立・運営支援（自主防災組織強化事業）
- ★青少年健全育成推進協議会の運営支援（地域見守り活動の推進事業）

② 災害に備えた地域体制づくり

日常生活での福祉支援のみならず、災害などの緊急時において、まずは自分自身による備えと身近な地域で市民同士の支えあい・助けあいができるよう備えることが重要です。そのために、緊急医療情報『命のカプセル』の普及や防災に関する講演会などの開催、災害時の助けあい制度の浸透を図ることで、市民同士の協力体制の必要性和重要性について理解・認識が深まるよう努めます。

また、自主防災組織に対する財政支援や立ち上げ・運営支援を行うとともに、市民参画による市防災訓練の実施や小学校区単位の連携組織による自主的な防災訓練の実施支援を行うことで、地域体制づくりへの支援を行います。

主な事業

- ★災害時要配慮者支援体制づくり事業
- ★自主防災会の設立・運営支援（自主防災組織強化事業）【再掲】
- ★地域の自主的な防災訓練の支援（防災訓練等実施事業）

③ 課題を抱える人に気づき、声をかけられる関係づくり

地域には、軽度認知症や発達障がい、DV※（ドメスティック・バイオレンス）、虐待、自殺願望、生活困窮など、様々な福祉的な課題を抱えた人が生活しています。ゲートキーパー※や認知症サポーター※の養成、認知症の人を地域で見守る「おでかけあんしん見守り事業」の普及などにより、普段とは違う様子や些細な変化から課題を抱える人に気づき、声をかけられる関係や課題を深刻化させない地域づくりを進めます。

主 な 事 業

- ★認知症サポーターの養成（認知症施策総合推進事業）
- ★おでかけあんしん見守り事業（認知症施策総合推進事業）
- ゲートキーパーの養成（自殺対策事業）

※DV（ドメスティック・バイオレンス）…配偶者や恋人など、親密な関係にある（あった）者の中での暴力。

※ゲートキーパー…自殺などに思い悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人。

※認知症サポーター…認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となるため「認知症サポーター養成講座」を受けた人。

(3) 公助との連携の強化

めざすべき姿

市民一人ひとりによる「自助」および地域の支えあい・助けあい活動による「互助・共助」とともに、市行政でしか担えない役割と責任による「公助」とが連携することにより、日常的な見守り体制のみならず、被災者や、生活困窮者、虐待、DVなど専門的な対応と支援を必要とする人たちへの支援体制が適切に機能しています。

現 状 と 課 題

災害時に一人で避難することが困難な人への支援体制を整備するため、地域での平時からの見守りと災害時の助けあいを進める制度の運用に取り組んでいます。

また、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業などの実施や、高齢者や子ども、障がい者への虐待防止のための取組など、複雑・多様な課題を抱える市民に対する支援体制の構築を図っています。

今後は、日常的な見守り活動や災害への備え、生活困窮者対策、虐待の未然防止および発生時の対応などにおいて、「自助」および「互助・共助」と「公助」の連携により、地域全体におけるきめ細かな支援体制の構築を図り、制度だけでは対応が困難な福祉ニーズにも対応していくことが重要です。

施策の内容

① 地域の見守り活動との連携の推進

平成 28 年度からモデル事業として「(仮称) きずなと安心の地域づくり応援事業 (通称「きずな事業」)」に取り組みます。

本事業では、小学校区を単位とする連携組織を核に地域支援を行う福祉の専門員 (コーディネート役) を配置することで、自治会や子供会、老人会、自主防災会、民生委員・児童委員などが行う既存の交流と見守り活動との連携に加え、交流と見守り活動が市全体にくまなく広がるよう働きかけを一層推進します。それにより、地域の特徴に沿い、特性を活かした見守りの体制の構築を図るとともに、自治会加入者の減少や自治会未組織地域の増加といった課題解決の一助となり、地域コミュニティの活性化を目指します。

また、地域での解決が困難で専門的な対応が必要な場合には、適切な相談先へ早めにつなぐことができるよう、地域包括支援センター (高齢者)、障がい者相談支援事業所、地域子育て支援拠点などの各種福祉の専門相談との連携を強化します。

主な事業

- ★ (仮称) きずなと安心の地域づくり応援事業【再掲】
- ★ 地域コミュニティ協議会などの設立・運営支援
(地域コミュニティ活性化事業)【再掲】
- ★ 自治会の設立・運営支援
(自治会活動支援事業、自治会未組織地域における住民活動の支援事業)【再掲】

② 災害時の支援体制の充実

災害時に一人で避難することが困難な人を地域で平時から見守り、災害時の助けあいを進める制度の周知と浸透を図ることで、災害対策基本法における避難行動要支援者名簿（本市における「災害時要配慮者名簿」）の整備と精度の向上を進めます。あわせて、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などとの更なる連携強化を図ることで、避難の際に手助けしてくれる地域の人（避難支援者）の登録の促進に取り組みます。

また、発災時の支援体制の充実に向け、防災用の備蓄物資などの整備や避難所での生活が、高齢者や障がい者、子ども、女性などにも配慮されたものとなるよう、関連施策の企画段階から十分な検討を進めます。

主 な 事 業

- ★災害時要配慮者支援体制づくり事業【再掲】
- ★防災情報伝達手段の整備事業
- ★避難所機能及び防災備蓄物資等の充実事業
- ★障がい者へ災害時の避難情報などを発信
（障がい者の安心・安全な支援体制の充実事業）

③ 生活困窮者のセーフティネットの構築

第3のセーフティネット※である生活保護制度の適正な運用を図るとともに、第2のセーフティネットとして、生活保護に至る前段階にある生活に困窮している人（失業者、多重債務者、ホームレス、ニート※、引きこもりなど）に対する自立支援施策の強化を図ります。生活困窮を経済的貧困と社会的孤立を複合した「新しい今の時代の貧しさ」として捉え、生活困窮者が制度の狭間に陥らないように、生活困窮者自立支援制度に基づく自立支援を行います。

生活困窮者の経済的貧困と社会的孤立からの脱却、貧困の連鎖の防止の観点から、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止めるとともに、社会参加と就労、子どもの学習支援を適切に支援し、経済的自立と生活向上を目指します。

また、生活困窮者の早期把握・早期発見のために、地域の見守り活動の推進や福祉サービス提供事業者や民生委員・児童委員、自治会などの関係機関・団体との連携に努めます。

主 な 事 業

- ★生活困窮者自立支援事業
- ★生活の保護・自立促進事業

※セーフティネット… 転落防止ネット。 転じて、社会的な安全網や安全策のことを指し、生活保護制度や雇用保険などの社会保障制度を指すことが多い。

※ニート…Not in Education, Employment or Training の略。就学、就労、 職業訓練のいずれも行っていない状態や人を意味する。

④ 虐待防止および緊急時の支援体制の推進

高齢者や子ども、障がい者への虐待やDVを防止するとともに、被害者やその家族を支援するために、関係部署や京都府家庭支援総合センターをはじめとする関係機関などがネットワークを組み、会議の開催、情報共有や対策の検討などを定期的に行うことで、平時からの連携体制の充実を図ります。

これらの連携体制を基盤として、虐待やDVにより身の危険がある場合において、緊急時の対応力を高めます。

主 な 事 業

★女性の相談室事業

★家庭児童相談室による相談（児童虐待防止事業）【再掲】

○障がい者虐待一時保護委託事業（障がい者地域相談支援事業）

○地域包括支援センターによる相談

（地域包括ケアシステム運営事業（地域包括支援センター運営事業委託））

【再掲】

3. 豊かに暮らせる環境づくり

だれもが安全・安心に暮らすことができるよう生活環境の整備を進めるとともに、福祉サービスの充実に努めます。また、市民の自立した生活の基盤となる多様な就労機会の確保や勤労者福祉の充実に努めます。

(1) ユニバーサルデザイン等による福祉のまちづくりの推進

めざすべき姿

だれもが交通・生活・住環境において安全・安心に暮らすことができる環境が整っています。

現状と課題

交通環境を整備するため、「長岡京市交通バリアフリー基本構想」に基づく安全で安心な歩行空間の確保をめざし、重点整備地区での歩道整備を実施しています。また生活環境においては、「京都府福祉のまちづくり条例」の基準に基づき、建物の整備改良を行うよう要請を行っています。

今後は、引き続き交通や生活、住環境においてバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、コミュニケーションにおける障壁を取り除き、多様なコミュニケーションの手段を保障することが重要です。

施策の内容

① 交通環境における福祉のまちづくりの推進

市民の安全・安心な歩行空間の確保をめざし、「長岡京市交通バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区における歩道整備を進めます。

またコミュニティバス※の運行、ノンステップバス※の導入促進などにより、市内の交通が不便な地域の解消や、だれもが出かけやすい交通環境の整備、交通手段の確保に努めます。

主な事業

- ★阪急長岡天神駅周辺整備事業、長岡京駅前線整備事業
- ★ノンステップバスの導入促進（地域公共交通ビジョン推進事業）
- 「長岡京市交通バリアフリー基本構想」に基づく歩道の整備（道路維持整備事業）

② 生活環境および住環境における福祉のまちづくりの推進

市民の安全・快適な暮らしの実現をめざし、「京都府福祉のまちづくり条例」の基準に基づき、公共施設や民間施設の整備改良の働きかけを行います。また、市営住宅の改修や市民の交流・日常の憩いの場としての公園緑地の整備など、安全で快適な生活環境および住環境の確保に努めます。

主な事業

- ★高齢者に対応した市営住宅の改修（市営住宅の計画修繕事業）
- 「京都府福祉のまちづくり条例」に基づく整備改良の働きかけ（都市計画の維持推進事業）
- 公園のバリアフリー化（都市公園等の維持管理事業）

※コミュニティバス…公共交通空白（不便）地域において、高齢者などの外出を支援および促進することで、地域の活性化と市民福祉の向上を図るため、市内を循環するバス。

※ノンステップバス…低床（ていしょう）バスの一つ。床面を歩道の高さまで低くし、段差なしで乗降できるようにしたバス。

③ コミュニケーション環境における福祉のまちづくりの推進

年齢や障がいの有無、母国語の違いなどに関わらず、日常生活において必要な情報が行き届き、意思疎通が可能となる環境づくりを進めます。

だれもが自らの意思を伝えることができるよう、筆談、要約筆記、手話、平易な言葉など、多様な意思疎通の手段の普及を図ります。

また、視覚や聴覚に障がいのある人との意思疎通を支援するために、要約筆記奉仕員や登録手話通訳者の養成および派遣、磁気ループの活用などを行います。

市の窓口対応においても、職員の対応力向上のための研修や手話通訳の資格を持った職員配置などを行い、さらなる質の向上に努めます。

主 な 事 業

- ★登録手話通訳者・要約筆記奉仕員養成、派遣（福祉支援者の人材確保事業）
- 手話のできる職員の配置（人事管理事業）

(2) 福祉サービス等支援の充実

めざすべき姿

住み慣れた地域において安心して暮らし続けることができる福祉サービスや制度が整っており、市民に広く周知されています。

現 状 と 課 題

「長岡京市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」「長岡京市障がい福祉計画」、「長岡京市子ども・子育て支援事業計画」「長岡京市健康増進計画」などの各分野における個別計画に基づく福祉サービスの充実に努めています。

今後も、少子高齢化の進行に伴う子育てや介護サービスのニーズの高まりに対応した各種サービスの提供とその充実に努めます。また、何らかの支援を必要とする人が、質の高いサービスを自ら安心して選択し、利用できるしくみを整備することが求められます。

施 策 の 内 容

① 子育て支援の充実

地域において安心して子育てができるよう、「長岡京市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てに関する悩みや不安を抱え込まないよう、子育て支援サービスの充実に図ります。

北開田児童館の整備をはじめとした、地域において親子で気軽に参加できる交流や情報交換、相談や学習などの場づくりを支援します。

また家庭・地域・学校・行政が連携し、地域における見守りや預かりなどの活動を支援することで、地域全体で地域に住む子どもや子育て世帯を見守り、ともに育てる環境づくりを進めます。

主 な 事 業

- ★地域子育て支援拠点の充实事業
- ★妊娠期からの相談事業
- ★放課後児童クラブ育成事業
- ★児童館子どもの居場所づくり事業

② 在宅福祉サービスの充実

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、引き続き高齢者、障がい者、子ども・子育て、健康づくりの各分野における個別計画に基づき、在宅福祉サービスの充実を図ります。

主 な 事 業

- ★育児支援家庭訪問事業
- 日中一時支援事業（障がい者サービス利用支援事業）
- 在宅の要介護者に対する介護サービス・生活支援サービスの充実（高齢者在宅生活支援事業）
- 地域リハビリテーション事業

③ 福祉施設の整備の推進

市民の福祉ニーズに対応できるよう、民間事業者などの多様な事業者の参入促進や連携を図りながら、福祉施設の整備・充実を図ります。また、福祉施設が持つ機能を効果的に地域に開放し、市民と密着した施設の運営を目指します。特に、地域福祉センターきりしま苑については、本市の地域福祉活動の拠点としての機能をさらに高め、市民の健康の維持や生きがいつくり、交流活動を推進します。

今後、福祉施策の動向と福祉ニーズの変化を踏まえつつ、入所サービスを含む各種福祉施設の機能や在り方を検討していきます。

主 な 事 業

- ★民間心身障がい者福祉施設整備費補助（障がい者福祉施設運営等支援事業）
- 地域福祉センターきりしま苑管理運営（地域福祉センター管理運営事業）
- 公立保育所耐震化・改修工事（保育所施設整備事業）

④ 福祉サービスの利用支援

支援を必要としている人が、福祉サービスを的確かつ安心して利用できるよう、利用者の立場に立った利用支援を行うことが重要です。

福祉サービスの利用に関する意見や苦情に対しては、各サービス事業所や市が公平・公正に対応し、苦情内容の解決と福祉サービスの質の確保に努めます。

また、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に対する支援として、社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）や地域包括支援センターおよび乙訓障がい者基幹相談支援センターとの連携を図りながら、成年後見制度の周知・啓発に努め、制度の利用促進を図ります。

今後さらに、地域における総合的な権利擁護支援体制の構築に向けて、中核的機能を担う社会福祉協議会の成年後見制度への取組などに対して支援を行います。

主 な 事 業

○成年後見制度の利用支援事業

(3) 就労に対する支援の充実

めざすべき姿

地域の中で社会的かつ経済的に自立した生活を送る基盤となる就労の機会がより多くの人に関わり、個々のニーズや適性に合った就労支援が福祉・教育・雇用の各分野の連携のもとに充実しています。

現 状 と 課 題

本市では、若年層や就労経験の少ない人、失業者などを就労につなげるため、就労支援セミナーやイベントを開催しています。また、定年退職後の高齢者の就労ニーズに対しては、これまで培ってきた経験や知識を生かして働くことができるよう、シルバー人材センター※の運営を支援し、登録している会員に多くの就労の場を提供しています。

さらに、乙訓勤労者福祉サービスセンター※（ピロティおとくに）に対する支援を行い、勤労者の福利厚生の実現を図っています。

今後は、増加が見込まれる若年無業者やひきこもりなど、その他何らかの支援を必要とする人の社会参加と就労に向けた支援体制を整備する必要があります。

※シルバー人材センター…健康で働く意欲のある高齢者に就業機会を確保提供し、生きがいづくりや健康・福祉の増進を図ることを目的とした一般財団法人。

※乙訓勤労者福祉サービスセンター（ピロティおとくに）…乙訓2市1町の中小企業の事業主と従業員を対象に、勤労者福祉の実現のための事業を行っている一般財団法人。

施策の内容

① 働く場の充実

高齢者の経験や知識を生かした社会参加や生きがいづくりを推進するため、シルバー人材センターの運営の助成、技能講習の充実などを通して、高齢者の主体的な活動による活性化を促進します。

また、障がいのある人については、企業や NPO、関係機関などの様々な主体と連携し、一人ひとりの就労移行や適正に応じた就労情報提供の強化を図り、就労機会の充実に努めます。

さらに、地域活性化や雇用の創出につながることを期待される地域サービスの取組に対する支援を行います。

主な事業

★障がい者雇用・就労促進事業

○シルバー人材センターの運営支援（高齢者健康・生きがいづくり推進事業）

② 若者等の雇用不安への対応

増加する若年無業者やひきこもり、就労経験の少ない人、失業者などへの雇用不安へ対応します。京都府や公共職業安定所（ハローワーク）、京都職業能力開発促進センター※（ポリテクセンター京都）で構成する長岡京市就労支援ネットワーク会議において情報交換を行い、就労支援セミナーや個別相談会などを実施します。また、京都ジョブパークや京都若者サポートセンターステーションなど関係機関とも連携し、就労支援イベントなど、情報提供の周知を図ります。

主な事業

○就労支援事業

※京都職業能力開発促進センター…独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構京都府支部。高齢者や障がい者、求職者などを対象として短期職業訓練を実施する。

③ 経済的な自立に向けた支援

ひとり親家庭や失業者など、経済的な支援を必要とする人の安定した収入の確保を支援するため、就業に必要な知識および技能習得の機会の充実と各種手当や助成などの普及に努めます。また、生活支援と雇用支援を一体的に行い、経済的自立に向けた継続的・包括的な支援を行います。

主 な 事 業

- ★自立促進のための個別支援プログラムに基づく支援
（生活困窮者自立支援事業）
- ひとり親家庭の資格取得に向けた助成（児童手当等支給事業）

④ 勤労者福祉の充実

勤労者の生活の安定を図り、勤労意欲を増進し、勤労者が安心して働くことができる環境づくりをめざすため、乙訓勤労者福祉サービスセンター（ピロティおとくに）などの団体に対して運営を支援します。

主 な 事 業

- 乙訓勤労者福祉サービスセンター、内職友の会の運営支援
（勤労者団体支援事業）